

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 横浜市金沢区福浦一丁目13番地3

氏名 興栄商事株式会社
代表取締役 岩本 守

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 小川 洋



許可の年月日 令和 2年 6月 10日

許可の有効年月日 令和 9年 6月 9日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉛さい、がれき類、ばいじん（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）以上16品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年 1月 9日 更新許可

平成28年 8月 5日 変更許可により取扱品目（廃プラスチック類、ガラスくず等）の限定の変更及び取扱品目（木くず）の限定の解除及び取扱品目（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉛さい、がれき類、ばいじん）の追加

平成30年 1月 8日 変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）の明記

平成30年 1月 9日 更新許可

令和 2年 6月 10日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無 無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 北九州市 許可番号 07610041190

以下余白

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。